平成２１年（フ）第５９７号
愛媛県松山市和泉北２丁目４番30号　ヴィラフジモト203号
債務者　白潟　美幸
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６０３号
愛媛県松山市東石井１丁目９番21号　コーポエイワ202号
債務者　三浦　一人
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６０４号
愛媛県松山市東石井１丁目９番21号　コーポエイワ202号
債務者　三浦　裕子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３８５号
福岡県久留米市城島町内野284番地１　有限会社ベストライフ社宅131号
債務者　横尾　博文
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３８８号
福岡県久留米市城島町下田457番地１
債務者　古賀　　慎
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第９８号
宮崎県西都市妻町３丁目112番地
債務者　上篭　謙二
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３４３号
秋田市楢山共和町９番６号　ミルキーウェイ103号
債務者　木村　文仁
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５７号
福井市松本２丁目19番19号、旧住所福井市松本２丁目14番１号
債務者　野村茂利正
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３５９号
福井県坂井市三国町崎第65号１番地10
債務者　新名　真美
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３７４号
福井市明里町９番14号　グリッター207、旧住所福井市江守中町第７号104番地　ラピド平井ビルⅡ―205
債務者　髙尾　廣之
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３９３号
福井市東郷二ケ町第31号１番地９
債務者　土田　真史
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３９９号
福井市文京１丁目３番３号　コーポオイダ201号室
債務者　菅谷　誠二
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４０１号
福井市月見３丁目14番４号
債務者　糸山　妙子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１１０号
岐阜県可児市緑ケ丘３丁目122番地
債務者　鎌田　ゆか
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第２４３９号
名古屋市南区砂口町40番地の１
債務者　杉山壽美枝
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１９号
山口県岩国市小瀬500番地34
債務者　須山久美子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第１２０号
山口県大島郡周防大島町大字椋野138番地１
債務者　吉田　　徹
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
山口地方裁判所岩国支部